

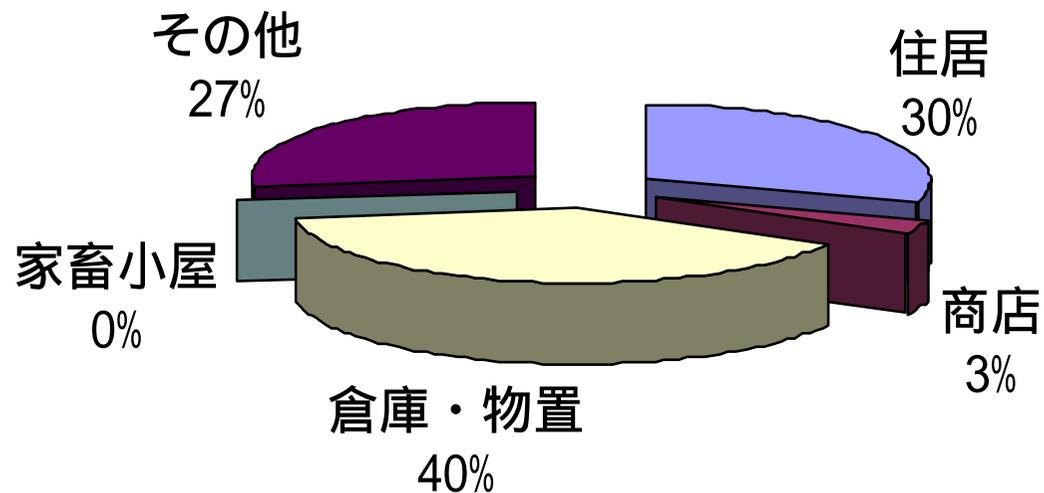
第3項 不法占用等の現状

不法占用の現状（H12.4）

工作物 2,382m²（67件）

盛土 3,606m²（1件）

《工作物面積別内訳》



工作物では、倉庫・物置及びその他による使用が多く、工作物以外では、すべて盛土による使用です。

不法係留

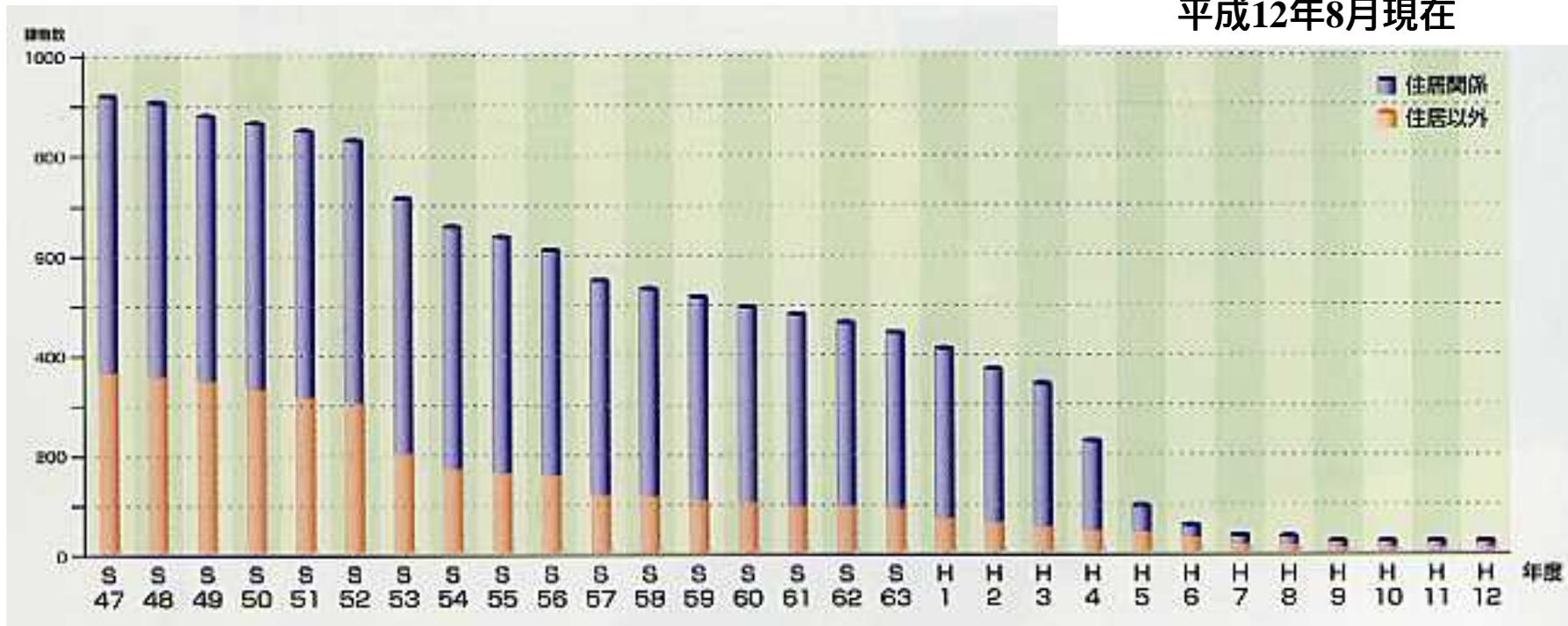


違法に点在している船や係留場は、洪水時の流下阻害の原因の一つとなります。

河川区域内の住居等(1)

昭和40年、紀の川の管理が県から建設省に移管された後の実態調査によると、9地区で927棟555世帯、耕作総面積は29万5500m²西日本一の規模。

平成12年8月現在



河川区域内の住居等(2)

昭和15年、国が食料増産のために河川敷での野菜栽培を奨励、昭和21年、和歌山県が食糧難に備えて昭和30年を最終期限とする占用許可。しかし、期限を過ぎても明け渡しが行われず、耕作地が拡大。

また、昭和20年、和歌山大空襲で罹災した人達が下流の河川敷に避難したのを発端に居住者も増大、また工作物も建てられてきた。

昭和46年6月、黒潮国体開催を契機に建設省、和歌山県、和歌山市による紀の川の環境整備対策協議会が発足。

また、昭和51年8月には和歌山工事事務所内に紀の川の環境整備推進本部を設置するなどして、環境整備を積極的に推進した結果、残すところ、数件。

河川区域内の住居等(3)

